

令和3年 第20回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 審議結果	4
○ 会議の顛末（速記録）	5 ~ 20

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和3年12月16日(木) 午後3時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告第14号	専決報告について(令和3年度川西市一般会計補正 予算について)	
5	議案第39号	川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について	
6	議案第40号	川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関 する条例施行規則の一部を改正する規則の制定につ いて	

○ 出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 治 部 陽 介

委 員 佐々木 歌 織

委 員 倉 見 昇 一

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教 育 推 進 部 副 部 長	岩 脇	茂 樹
教育推進部副部長（教育保育担当）	山 戸	正 啓
教育推進部副部長（社会教育・ 図書館・公民館担当）兼教育推進部	簗 内	寿 子
就学・給食課長（就学担当）		
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹
教 育 保 育 職 員 課 長	増 田	善 則
就 学 ・ 給 食 課 長	志 波	仁 史
教 育 保 育 課 長	高 橋	忠 大
教育保育課長（契約・経理担当）	井 口	俊 也
教育保育課長（研修担当）	岡 坂	憲 一
社 会 教 育 課 長	村 山	尚 子
中 央 図 書 館 長	藤 本	昭 彦
川 西 公 民 館 長	藤 井	恵 子
こ ども 支 援 課 長	井 上	昌 子
こども支援課長（留守家庭 児童育成クラブ担当）	井 関	大 悟
こども若者相談センター所長	木 山	道 夫
公共施設マネジメント課長	林	正 紀

○ 議事録作成者

教 育 政 策 課 主 査	松 永	勝 彦
---------------	-----	-----

○ 議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 14	専決報告について（令和3年度川西市一般会計 補正予算について）	3.12.16	3.12.16	承 認
議案 39	川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規 則の制定について	3.12.16	3.12.16	可 決
議案 40	川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理 に関する条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について	3.12.16	3.12.16	可 決

[開会 午後2時58分]

石田教育長 それでは、只今より、令和3年第20回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育政策課長
（的場） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は、橋川こども支援課（入園所担当課長）と中野公共施設マネジメント課（設備担当課長）が欠席でございます。その他は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、坂本委員、倉見委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

石田教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第19回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長
（的場） それでは、令和3年第19回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第19回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。

最後に、署名委員の署名ということで、第19回定例会は坂本委員、治部委員よりご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よ

ろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第19回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、教育委員の活動についてであります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長
(中西) それでは、11月分の教育委員の皆様のご活動について報告いたします。まず、坂本委員におかれましては、文部科学省主催の学校魅力化フォーラム、令和3年度阪神7市1町教育委員会連合会研修会、かわにしファミリーサポートセンター講習会にご参加いただいたほか、加茂遺跡史跡指定20周年記念特別展を視察されました。また、川西養護学校へ訪問され管理職との懇談や授業を見学いただいたほか、定例教頭会議にもご参加いただいております。

また、治部委員におかれましては、学校魅力化フォーラム、令和3年度兵庫県国公立幼稚園・こども園教育研究会阪神支部研究発表会にご参加いただきました。

佐々木委員におかれましては、令和3年度阪神7市1町教育委員会連合会研修会、川西さくら園の公開講座へご参加いただいたほか、明峰小学校へ学校訪問され管理職との懇談や授業を見学していただきました。また、川西南中学校におけるトライやるウィークに関する事前打合せに参加されたほか、大阪歯科大学教授とヤングケアラー問題に関する意見交換をされました。

倉見委員におかれましては、令和3年度兵庫県国公立幼稚園・こども園教育研究会阪神支部研究発表会へご参加いただいたほか、兵庫県教育委員会連合会主催の新任教育委員研修会へご参加いただいております。

このほか、坂本委員、佐々木委員、倉見委員におかれましては、近畿市町村教育委員会連合会主催の研修大会へご参加いただいております。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長

只今の報告についてご質問はございませんか。よろしいですか。
では、今のに関わって、またはほか補足等ありましたら報告等をお願いします。

坂本委員

私は、いろいろ先月はコロナがちょっと落ち着いてきたのもあって、割と対面というか、リアルの研究会だったり研修会に参加させていただいたんですけれども、特に近畿市町村教育委員会研修大会で、川島隆太先生、脳トレで有名な先生のお話を、前、女性教育委員の会でも聞かせていただいたんですけれども、そこから3年たつての新しい知見を基にまた講演していただいたんですが、やっぱりICTを活用してというところと脳科学的に見てというところのバランスがすごい大事だなと思ひまして、すごく便利なんだけれども、本当にそれが脳にとってはいいことなのかどうかというところを常に大人が考えていかないといけないなというふうに考えさせていただきました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございます。

参加している事務局職員には分かりにくいのかもしれないけれども、その先生はタブレットとかスマホとかを使うと、幼少期に使うと、脳の発達が非常に遅れるということを明快に言われていました、かなり。だから、GIGAスクール構想には基本的には反対ですということを明確に言ってやられています。小野市ですずっと取組をされていて、それとはまた違った知見で、脳科学の視点で子どもの学力を向上させるという取組をして、ドリルを作られたりとかそういうようなことをされているということでした。賛否両論あるのかもしれんなというふうには思いますけれども、倉見委員なんかはどう思われましたか。

倉見委員

全く坂本委員と同じことを言おうと思っていたのですが、これからの社会を考えると、なかなか全く使わないというわけにもいかないのしょうから、何事も過ぎたるは及ばざるがごとしというように考えていくしかないのではないかと思います。

石田教育長

佐々木委員なんかはどうでしたか、聞かれて。

佐々木委員

便利ではあるんでしょうけれども、確かに本を読んでも、紙の本のほうが入ってくるなという感想、個人的な感想でもあって、辞書引くときもそ

うですよ。だから便利な限りで使えるようにしておく必要はあるかなと、そういった認識です。

石田教育長

そうですね。僕も別の知見のところで、佐藤学先生がよく言われているんですけども、ICT、タブレットを使ったからといって学力が向上するとは限らないということで、やっぱり情報を早く収集するための手段ではあるけれども、深い思考とか探求するためのものとしてのツールではあるけれども、そういう思考をしないと、やっぱり学びは深まらないということをかなり言われていますので、やっぱりそういうツールとして活用していく必要があるかなと。ただ、この時代に生きて使わないというのはなかなか難しいのではないかなというふうに思いました。ありがとうございます。

坂本委員、それぐらいでよろしいですか。

坂本委員

また思い出したら言います。

石田教育長

治部委員、何か。

治部委員

僕が参加させていただいたのは幼稚園・こども園教育研究会の発表会なんですけれども、やはり幼児教育の実践を発表していただいて、改めて幼・保・小の連携の大切さというのを感じて、小学校の先生方のじっくりくるような教育的背景とか理論とか、そういうのを踏まえて、連携ってどうあればいいのかなというのを考えるよい機会になりました。

以上です。

石田教育長

これは坂本委員も参加されたんですか。

坂本委員

私も参加しました。

石田教育長

どうでしたか。

坂本委員

すごい実践が多くて、どう見立てるかというところがすごく大事だなと。ただただ子どもが遊んでいるところを見るというのではなくて、しっかりそこを教育的な視点で物を見られているんだなというのをちょっと改めて勉強になりました。

石田教育長 なるほどね。佐々木委員も見られたんですか。それは見て……

佐々木委員 どうでしたっけ。

坂本委員 見てたかな。

石田教育長 オンラインのものでしたけれども。

坂本委員 そうそう、実践を。

石田教育長 ごちゃごちゃになってしまった、ごめんなさい、私も。

坂本委員 途中でご挨拶を……。

佐々木委員 そうでしたかね。

石田教育長 教育保育課でもちょっと話題になっていたんですけれども、僕自身の感じでいうと、これまた教育委員で協議せなあかんと思うんですけれども、子どもの遊びを見て、そこにどんな学びがあるかということをしっかり把握する、またそのためにどんな支援をしたらいいかということ研修するには、やっぱりああいう見方が要るんやなという詳細な感じはしましたね。

ただ、治部委員とまた共有せなあかんけれども、あれが僕は学校教育やから、学校の先生があれを理解できるかといったら、ちょっと壁がありそうに思いましたね。別にどっちがあれじゃない。だから、逆にいうと、幼児教育・保育の人が遊びの中にどんな学びを見るかという視点を持っておられるんやったら、それで授業を見てもらったらどうかと、小学校や中学校の授業を見てもらったときに、子どもの変容、ここにこんな学びがあるなというところで捉えていくことが大事かなというふうに思いました。だからやっぱりそういうような取組をしないと、あのまま幼児教育・保育のままで持っていくと、学校教育の人は、それはそっちの話でしようとなってしまうんじゃないかなと、だから自分の舞台の中であの視点をどう活用するかというのを見るのが大事かなというのを個人的に思って、また担当ともあれするし、ちゃんと振り返りをしてくださいねということは園所長会でも言っていますので、どういう反省が出るかというところかなというの思っています。

それと、これは教育長として、やっぱりくくりが国公立の幼稚園、こど

も園になっているんですね。やっぱり保育所が入っていないということは、うちとしての参加の仕方はどうなのかというところはやっぱり整理しないといけないんじゃないかなと。担当がいろいろ動いてくれて、保育所の職員も参加できる体制にはしてくれはったんですけども、結果的にはあまり参加はやっぱりしづらかった、オンラインとはいえ。

坂本委員 時間帯がね。

石田教育長 はい。やっぱり活動されているところなので。そうしたときに、これから県のああいう研究会へどう参加するか。個人的には一旦、止めるべきではないかなと思っていますが、そこら辺、今、協議しているところですけども、最終的には教育委員会として結論を出したいなというふうに思っています。またご意見があればと思います。

治部委員、それぐらいでよろしいですか。

治部委員 はい。

石田教育長 佐々木委員、どうでしたか。何か報告。

佐々木委員 そうですね。私は11月中に打合せをしたもので、12月に入ってトライやるウィークにしても、ヤングケアラーの協議にしても、12月に入ってから行ったものなんですけれども、いいですか、この場で。

石田教育長 全然いいです。

佐々木委員 トライやるウィークはこれまで事業所に生徒さんが行かれていたのが行けなくなったので、じゃ、大人を呼ぼうということになって、南中学でされた分に呼ばれました。私のほかにお医者さんですとか消防士さんとか議員さんが来られてということでしたけれども、弁護士の仕事、もっと広く裁判官、検察官、弁護士という法律家がどういう仕事をしているか。法律家になるためにはどういったことを学生時代に学んだかというようなことを広くお伝えしました。

45分じゃ足りないぐらい盛り上がり、質問もたくさん出て、とても充実した時間でした。学年主任の先生からは、1クラスだけに、しかも45分でこれはちょっともったいないと思いましたというお声をいただいて、私としても、ぜひもっとシリーズ化してお話しできれば、時間を割いてぜ

ひ行かせてもらいたいなと思いました。

坂本委員 聞いていいですか。1クラスだけ。

佐々木委員 1クラスだけなんです。同じ時間帯に校医の先生がされていて、それを私も聞きたかったし、お互いにもったいなかったなというそんな感じで。

石田教育長 うまいことずれとったらよかった。お互いに見られるようにしておいたら。4クラスですかね。

佐々木委員 そうですね。4クラスです。

石田教育長 4コマにして、4つに行くとかしてもよかったんやろうけれども、なかなか教育課程上、難しかったのかもしれない。

佐々木委員 そうかもしれませんね。ただ、知らない話が、知らない子のほうが多かったと思うので、法律家とお医者さんの仕事というのは、逆に事業所に出ていく機会も大切だろうけれども、行けないようなお仕事の大人を呼んでお話を聞くという場も非常にいい機会だったのかなと思いました。

石田教育長 ゲストティーチャーでやっぱり教育委員の方々に参加していただきたいということで、研修担当とか校長にも周知していて、実際行っていただいていますし、行政として市長や副市長にも授業に参加していただくようにしていますので、東谷中なんかはゲストティーチャーを呼んで、学校運営協議会はゲストティーチャーを呼んでいろいろ勉強しているということで、そういう機会があればというふうには思いますけれども、なかなか現実、今、コロナ禍の中でトライやるウィークをどうするんやという難しい問題があるんですけれども、これを機に、違うアプローチの仕方を考えるといういい機会になったのかなというように思います。

そこでよろしいですか。

佐々木委員 はい。

石田教育長 倉見委員、何か。

倉見委員 いえ、もう先ほどの話で。

石田教育長

見に行ったというところで。

私のほうは、一つは阪神地区の小学校の生徒指導担当者の研修会というのがある、挨拶すると思っていたんですけども、すごい面白い話やということで担当が強く言うもので、ちょっと残って聞かせていただきました。愛媛大学の名誉教授である平松先生という方が生徒指導を通じてやられたということで、本も書いておられるんですけども、「教えること、育てること、そして、愛すること～教師として生きる覚悟を問う」という話で、何で印象に残ったかというたら、たまたまなんですけど、僕が挨拶で自分なりに生徒指導を通じて考えなければいけないことがありますと、3つ出したんです。1つはやっぱりチームでやらなあかんと、子どもの理解、アセスメントはチームで多角的にすべき時に来ているということが1つと、2つ目が生徒指導というけれども、やっぱり特別活動、子どもの主体的な活動が生徒指導を支えるという話をして、3つ目が教師がそういう点で学び続けられないといかんという話をしていて、それに講師の方も合わせてくれたのかもしれませんが、ぴたっと合う話やって、終わってからすごく、僕は初対面の方ですけども、意気投合して、アプローチの仕方が、同じ生徒指導担当で全然違う場所で生徒指導をやっていたのに、行き着く先が近いというのは、すごく親和性がある、共感を得ました。また何か機会があったら、川西の教育の中でもお話を聞けたらなというふうに思ったのが1つあります。

治部委員

今のお話に質問していいですか。

例えば、特別活動を大切にというところの特別活動の中には、例えば対人スキルみたいなものとかも含まれるんですか。

石田教育長

特別活動というのは、教育課程上でいうと、例えばですけども、生徒会・児童会活動とか学校行事とかそういったものを特別活動というふうに言うんです。その行事とか、子どもたちが好きな例えばいろいろな行事とかを通じて、今、治部委員が言われているような仲間と共にやったりとか、一緒に何かをつくっていく喜びであるとか、企画のときのコミュニケーション能力とかいうのを養うという点では、そういう面はあると思いますけれども、基本的には教科に限定されないそういう活動のことをいうんですけども、基本的に子どもたちのそういう主体的な活動がいわゆる生徒指導にすごく生きてくる。生徒指導というと、いつも教師、教職員が子どもに何か働きかけてとかルールで決めたりとか

というようなマイナスのイメージを言われるんだけど、特別活動と密接に関係しているということをお話ししたということです。

治部委員

というのも、最近、AIが発展してきて、いろいろなところで出ていますけれども、実は記憶とか学力とかってどれぐらい大切なんだみたいな問題提起をすごいいろいろなところで聞くんですね。今、企業が大事にしている採用する上で一番重要なことみたいなのって、結構コミュニケーションスキルが上に上がってくるじゃないですか。となると、学校の教育の中にもそういう例えば特別活動とか学校行事を通した何か対人スキルみたいなプログラムが今後発展していくんだろかななんて思って、そんな意味合いも含めてなのかななんて思った次第です。

石田教育長

これは個人的に思いますけれども、川西市は割と特別活動に力を入れてたんじゃないかなと思います。昔でいうたら、中学校で文化祭で劇をやったりとか、近隣ではそういうのもやっていなかったんですけど、今は見直しかコロナ禍で、劇とかそういうのはできる機会が少なくなっているんですけど、でもそういう子どもたちが主体的に参加できる、企画して考えてという場面が大事やなというふうに思います。

もう一個が、ちょっと話が長くなるんですけど、東谷中へちょっと学校訪問させていただいて、校長先生と話したときに、校内フリースペース、学校にやっぱり登校しにくい子たちのためのフリースペースというのを東谷中はつくっているんですけど、そこへ登録している子が16名ぐらいいていて、すごく多いんですけど、のぞかせてもらったら、それぞれ活動していたんですけど、子どもたちは朝来て、そこに顔を出してすぐ帰る子もおるし、遅れてきて、そこで一定の時間を過ごして帰る子もいるんですけど、でも学校側は連絡がなかなか取りにくかったり、顔を合わせることも少ない中で、そういうフリースペースみたいなものを校内につくるということ、非常にいい結果が出ているというのを言われていて、やっぱり今、中学校もそうですし、小学校も幾つかやっぱりそういうフリースペースみたいな考え方というのはすごく大事なかなというふうに思っていて、実は教育保育課とか教育保育職員課があれしくて、来年度、もしうまいこといけば、そこに何らかの教育委員会としての支援ができないかということで動いていますので、また報告できる機会があればとは思っていますのでよろしくお願いします。長くなりましたけれども。

それでは、教育委員の活動については以上とします。

次に、日程第4、報告第14号「専決報告について（令和3年度川西市

一般会計補正予算について)」であります。事務局から説明をお願いします。

こども支援課長
(井上)

それでは、報告第14号「専決報告について(川西市一般会計補正予算(第8回)について)」ご報告申し上げます。

議案書2ページと3ページをお開きください。

本案は、令和3年度川西市一般会計補正予算のうち、教育委員会関係予算について市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は第8回で、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策のうち、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援することを目的に臨時特別の給付金を支給することが盛り込まれたことに伴い、18歳以下の児童を養育し、児童手当制度の所得制限基準を満たす者に対し、児童1人当たり一律5万円を支給しようとするものです。

5ページをご覧ください。

対象者は、①令和3年9月分の児童手当の受給者、②として、基準日である令和3年9月30日時点で、高校生に相当する年齢の者を養育する者、③として、基準日の令和3年9月30日の翌日以後令和4年3月31日までに出生した児童の父母等で、②、③については児童手当支給に係る所得制限基準を満たす場合に限りです。今回、①の方に関しましては、申請が不要であり、年内に先行支給を予定しているため、急遽、補正予算の対応となったものでございます。

それでは、予算の内訳ですが、1つ前の4ページをご覧ください。

まず、歳入であります。第16款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 民生費国庫補助金、第4節 児童福祉費補助金におきまして、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金として12億3,500万円を追加いたします。

次に、歳出では、主なものとしまして、第3款 民生費、第3項 児童福祉費、第1目 児童福祉推進費、11 子育て世帯臨時特別給付金給付事業において、第1節 報酬で会計年度任用職員報酬として2,275万円を、第12節 委託料として給付金業務及びシステム改修業務委託料として2,050万円を、第18節 負担金、補助及び交付金では、給付金として12億円の、合わせて12億3,500万円を追加しております。なお、給付対象としましては2万4,000人を見込んでいます。

ざいます。

あわせて、申請が必要な②、③の方に関しましては、準備が整い次第、迅速な支給に努めてまいります。

それでは、説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

こども未来部長
(山元)

先ほど課長のほうからご説明をさせていただきました補正予算に係る専決処分の報告に関連しまして、子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、国の方針転換がございまして、この場におきまして、改めまして給付予定並びにスケジュール、全体像についてご説明をさせていただきたいと思っております。

本日、机上のほうに配付をさせていただきました子育て世帯への臨時特別給付金（案）の資料をご覧いただきたいと思っております。

当該給付金につきましては、当初、現金給付として5万円を年内に支給を開始いたしまして、その後、令和4年3月までを目途にクーポン等により5万円相当の給付を実施する予定で事務を進めてきたところでございますが、国の方針転換を受けまして、子育て世帯に迅速に支給するため、現金による給付を年内に開始をさせていただきたいと考えております。現時点での給付予定、スケジュールにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、1、給付予定についてでございますが、年内給付の対象となる児童につきましては、申請を必要とせず給付をいたしますいわゆるプッシュ型支給世帯の児童で、具体的には令和3年9月分児童手当受給対象児童及びその同一世帯の給付金対象の兄、姉で、給付方法といたしましては、現金で5万円ずつを2回に分けて支払う予定といたしております。

支払いの日程につきましては、12月23日に先行の給付といたしまして5万円を、12月27日に後続の給付といたしまして5万円を児童手当の支給口座に振り込む予定といたしております。先行して支給いたします5万円につきましては、既に支払い手続が進んでおりますことから、これを取りやめ、一括して支給することが困難な状況でございますので、2回に分けて年内に支給させていただきたいと考えております。

続きまして、2、スケジュールについてでございますが、昨日、12月15日に先行して支給を予定しております5万円の給付金に関しまして、支給決定通知書を送付いたしております。本日、12月16日は議会運営委員会におきましてご説明をさせていただきました。後ほど、同様の内容をプレス発表させていただいております。さらに、12月21日には議会運営委員会におきまして追加提出させていただきます補正予算に係る議案

のご説明をさせていただき、この終了後、議案書を配付させていただく予定といたしております。12月22日には後続の5万円の給付金に係る支給決定通知書を発送する予定といたしております。その後、12月23日には先行の5万円を給付させていただき、翌12月24日には後続給付に関する補正予算に係る追加提出議案につきまして、市議会に提案させていただく予定といたしております。その後、12月27日には後続の給付金を給付させていただきたいと考えているところでございます。

国の急な方針転換を受けまして、年内に支給を開始するため、非常に厳しいスケジュールということになっておりますが、子育て世帯にいち早く給付金をお届けするため、給付のほうにつきまして努力をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、次回の定例会におきましては、後続給付に係ります補正予算につきまして、専決報告を予定いたしております。本日は先行給付の部分についての専決報告をさせていただいておりますけれども、次回の定例会では後続の部分についての専決報告をお願いしたいと思っております。

また、市議会のほうにも、只今ご説明させていただきました内容と同様の内容を議会運営委員会のほうで報告をさせていただいているところでございます。

追加の補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

国の動きが報道関係できて、大体経緯はご存じだろうと思うんですけども、そういうクーポンでというところではあったんですけども、現金給付を希望する市町村が多いということで、うちも検討を重ねてそういうことにしたと。ただ日程が非常にタイトで、未来部のこども支援課のほうにかなり負荷がかかっています。厳しい状況なんです。さっきも見られたかもしれないけれども、新しいスペースをつかって、そこで受付をするということで、増員もしていますし、教育推進部も含めて協力をしていただかないと、年内になかなか厳しいというのが実情です。先ほども部長からありましたけれども、できるだけ早くに現金を給付するような形にしたいということでこういう形になっています。

何か質問等ありましたら。

今、専決で決めているのは先行の5万円分のもので、後続は国レベルもまだやんね。今、参議院でやっているから、まだ下りていない。だからできていない状況なので、それを待ってというか、それに並行するような形で今、走っているということです。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。報告第14号につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第14号につきましては承認されました。

次に、日程第5、議案第39号「川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

川西公民館長
(藤井) それでは、議案の規則改正に先立ちまして、川西市公民館等予約システムについてご説明いたします。

配付しております資料のイメージ図もご覧いただければと思います。

現在、現行のほうですけれども、公民館の貸室を利用するためには、平日の業務時間内に来館し申請が必要です。ですが、来館せずに申請・支払いができるよう、インターネットを通じて、公民館の予約及び空き情報の検索等を行うことができる川西市公民館等予約システムの運用を令和4年2月1日から開始する予定です。

この導入するシステムの仕様により、一般利用は、申請開始が使用日の90日前からに変更となります。

また、登録グループの定期利用の本申請については、仮押さえ後から使用日の30日前までに変更し、来館せずに申請ができ、1年分や数か月まとめて申請することができます。

なお、ネットを使った場合、支払いはカード決済になります。

また、これまで同様、窓口での申請も継続いたします。

それでは、議案第39号「川西市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、川西市公民館等予約システムの導入に伴い、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

それぞれの改正規則は議案書の7ページから8ページまでに掲載しています。

導入する予約システムの仕様により、90日前から申請を受けるように変更すること、還付の際に10円未満の端数が生じた場合、切り上げるこ

とに変更するのが主な改正点で、利用者側に有利な条件になります。

改正点は以下の5点です。新旧対照表でご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

1点目、第2条第2項で、「申請」を「申請書」に、使用しようとする日の「属する月の2箇月前から受理するものとする」を「90日前から提出することができる」に改めます。

2点目、同じく第3項で、登録グループの優先申請については、「前項の規定にかかわらず、条例別表第2に規定する委員会が認める団体（以下「公民館登録グループ」という。）による公民館の使用については、別に定めるところにより、優先して第1項の申請書を提出することができる。」とし、別途規定します。

3点目は、第12条で、還付する使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、「切り捨てる」を「切り上げる」に改めます。

4点目は、使用日の30日前までに申し出る場合は理由を問わず取消しを許可しているため、実情に合わせて「委員会が相当の理由があると認めた」を削除し、それ以外の警報発令などの場合に相当の理由があると認めた場合に取り消せるものを整理した上で、これらを入れ替えて規定するものです。

5点目は、同様に、5割還付の場合も「相当の理由があると認めた」を削除するものです。

改正しようとする内容は以上でございます。

なお、この規則は、令和4年2月1日から施行しようとするものでございます。それに伴い、使用許可の申請に関する経過措置を設定しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

協議会でちょっと分かりにくい部分もあったんですけども、今の説明で大分分かりやすかったかなというふうに思っていますが、何かご質問等ありますでしょうか。インターネットでできるようになったということはすごく大きいことなので、それに伴う規則の改正ということですけども、よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第39号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号につきましては可決されました。

次に、日程第6、議案第40号「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

こども支援課長
(井関)

それでは、議案第40号「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

本案は、川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、留守家庭児童育成クラブにおいて市民税の所得割が非課税となる世帯への育成料の全額減免を実施するに当たり、規則の一部を改正する必要があるので本案を提出するものでございます。

規則の本文につきましては議案書12ページ、新旧対照表では議案書13ページでございます。

では、議案書の13ページをお開き願います。

規則の改正内容について、新旧対照表にてご説明をいたします。

第10条関係の別表第2第1項におきまして、育成料の全額減免の対象を現行の生活保護法の規定による被保護世帯に、第2号「市民税の所得割が非課税となる世帯」を新たに加えるものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

これは協議会で以前、説明していただいていることなので、よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第40号につきまして、これを可決

することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第40号につきましては、可決されました。

石田教育長 以上で本日の議事は全て終了しました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、1月20日木曜日午後2時30分から、川西市郷土館において開会の予定です。

石田教育長 これをもちまして、令和3年第20回川西市教育委員会（定例会）を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

[閉会 午後3時36分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和4年1月20日

署名委員 坂 本 かおり ⑩

治 部 陽 介 ⑩